

金田地区の産業 養蚕業（3） 「桑植え付け禁止」（2024. 3）

元治元年（1864）4月 田方へ桑植え付け禁止の申渡

板倉周防守様・平岡丹波守様御渡書付写
周防守様御渡
近年田方江桑植付候者多く有之哉と相聞、以之外之事と候、
五穀を廃し蚕を専一いたし候而は不可然候間、地江植付候は
当然之儀候得共、田方は勿論畑方等江新規桑植付候儀
決而不相成事と候、
右之通り御料・私領・寺社領共不洩様可相触候、
右之趣可相触候
（中略）
子四月 地頭 役所 印
相州高座郡 上九沢村
下九沢村 相原村 作之口
同州大住郡 入野村
右村」 名主
組頭江

（神奈川県史 資料編10 近世7）

- 元治元年： 1864年に発せられた文書です。大住郡の入野村も対象になっています。この年に、入野村で桑の作付けが禁止される程の生産が行われていたようです。桑の葉を刈り取り、蚕の餌にします。
- 「近年田方江桑植付候者多く有之哉」「五穀を廃し蚕を専一いたし候」
最近田圃に稲に変えて、桑を植え付ける者が多くいる。米・麦などの五穀を栽培せず、もっぱら養蚕に専念している。
- 「新規桑植付候儀 決而不相成事と候」
新たに桑の植え付けを、決して行ってはいけない、禁止である。

換金(商品)作物としての桑の栽培は、農家にとって現金収入源でした。領主にとっては、年貢米に影響される桑の作付けの増大を認めることはできなかったのでしょうか。

入野村の桑の栽培範囲は、鈴川を越え玉川（渋田川）までだったようです。